

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和2年7月11日 07時45分ごろ
発生場所	京浜港川崎区第1区多摩川河口付近 東京国際空港飛行場灯台から真方位136°1.5海里付近 (概位 北緯35°31.5 東経139°47.4)
インシデントの概要	貨物船友祥丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 友祥丸、364トン 140484、木村海運株式会社（船舶所有者）、松田汽船株式会社（運航者、A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮高 約160cm（川崎）
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、約4ノットの対地速力で北西進中、多摩川河口付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>本船は、本インシデントの発生を海上保安庁に通報後、A社が手配したサルベージ会社のタグボートの支援により離洲した。</p> <p>船長は、本インシデント当時、海図に記載された本件浅所付近の水深が確保されていると思い、本件浅所付近を航行する計画を立てていた。</p> <p>本件浅所付近は、海図W67（京浜港川崎）によれば、水深が約4mであったが、図載水深より水深が減少する旨の注意事項が記載されており、台風や多摩川からの流入土砂で浅くなり、本インシデント後、A社が手配したサルベージ会社が測量したところ、実際的水深が本船の船首側で約1.90m、船尾約3.40mであった。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.20m、船尾約3.40mであった。</p>
分析	本船は、多摩川河口付近を北西進中、河口付近の水深が台風や河川からの流入土砂で浅くなっている状況下、船長が、浅くなっていることを知らず、海図に記載された水深に基づいて航行する計画を立てて航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、多摩川河口付近を北西進中、河口付近の水深が台風や河川からの流入土砂で浅くなっている状況下、船長

	<p>が、浅くなっていることを知らず、海図に記載された水深に基づいて航行する計画を立てて航行したため、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本インシデントの発生を受け、管理船舶の船長及び乗組員に対し、本インシデントの概要を周知するとともに、再発防止策として、多摩川河口付近の水深の状況が把握でき、安全性が確認できるまで入港しないこととした。</p> <p>海上保安庁は、本インシデントの発生を受け、再発防止策として、航行警報及び海上保安庁沿岸域情報提供システム（MICS）で「浅所存在（京浜港川崎区第1区、多摩川河口付近）」の海上安全情報を船舶等に提供した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・船長は、河口付近を航行する場合、台風や河川からの流入土砂で浅くなっている場合があることに留意すること。・船長は、海図に記載の注意事項及び海上保安庁の提供する情報を確認すること。・港湾管理者は、定期的に測量し、海上保安庁に情報を提供することが望ましい。